

松江市手話言語条例（解説付き）

(前文)

手話は、手や指、体の動き、顔の表情等を組み合わせて視覚的に表現する独自の文法により構成される言語であり、ろう者にとって、日常生活及び社会生活において意思疎通を図り、互いの気持ちを理解し合うとともに、知識を蓄え、文化を創造する上で必要な言語として大切に育まれ、受け継がれてきた。

しかし、これまで手話が言語であると広く認識されていなかったことや、手話を使用する環境が十分に整えられてこなかったこと等から、ろう者は必要な情報を得ることやコミュニケーションをとることが難しく、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

このような状況の中、平成 18 年の国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約や、平成 23 年に一部改正された障害者基本法において、手話が言語であることが明記され、これを契機として、手話に対する理解の促進や普及が進められてきた。

本市においても、障がいのある人もない人も、お互いを尊重し、理解しながら安心して暮らせる共生社会の実現を目指して、平成 28 年に松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例を制定し、共生社会の実現のため、障がいに係る相互理解や合理的配慮の推進に取り組んできた。

これらの経緯を踏まえ、障がいや手話に対する理解は進みつつあるが、言語としての手話への理解が十分に浸透しているとは言えず、また、市民が手話に触れる機会や手話を学べる場が十分にあるとは言えない状況にある。このため、手話が広く市民に浸透し、市民が手話に慣れ親しむための更なる取組を進める必要がある。

そこで、市民一人一人が、手話がかげがえのない言語であることについて認識するとともに、手話を普及し、手話を使用できる環境づくりをより推進することにより、障がいの有無にかかわらず、互いに尊重し支え合い、安心して暮らせる共生社会の実現を目指して、この条例を制定する。

【解説】

前文では、「手話が言語である」との認識を示すとともに、条例の制定に係る背景や制定の理由などを説明しています。

背景としては、

- ・手話は言語であるにも関わらず広く認識されていなかったことや、手話を使用する環境が十分に整えられてこなかったこと等から、ろう者が多くの不便や不安を感じながら生活してきた歴史があること
- ・条約や法律にて手話が言語であることが明記されたこと

(次ページに続きます)

- ・市においては、共生社会の実現に向け、前文に記載する条例を制定し、障がいに係る相互理解や合理的配慮の推進に取り組んできたこと
- ・上記の取組みによって、障がいや手話に対する理解は進みつつあるが、手話が言語であることへの理解の浸透や、手話に触れる機会や手話を学べる場が十分とは言えないことを述べています。

背景を踏まえ、手話が広く市民に浸透するための更なる取り組みを進める必要があると考え、条例を制定するとしています。

目指す方向性は、

- ・市民一人一人が、手話が言語であることについて認識し、手話の普及や手話を使用できる環境づくりの推進により、障がいの有る無しに関わらず（ろう者とろう者以外の者が）互いに尊重し支え合い、安心して暮らせる共生社会の実現を目指しています。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進、普及及び手話を使いやすい環境の整備に関して基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって全ての市民等が、障がいの有無にかかわらず、互いに尊重して支え合い、安心して暮らせる共生社会を実現することを目的とする。

【解説】

条例の内容を総括的に示すとともに、制定する目的を定めています。

この条例をもとに、市、市民等及び事業者が相互に連携・協力し、それぞれの責務や役割を踏まえて行動することで、全ての市民等が障がいの有る無しに関わらず、互いに尊重し支え合い、安心して暮らせる共生社会を実現するという条例の目的を示しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 聴覚に障がいがある者のうち、手話を用いて日常生活及び社会生活を営む者をいう。
- (2) 市民等 松江市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 松江市内において事業活動を行う全ての者をいう。

【解説】

条例の中で用いる用語の定義を定めています。

(1)の「ろう者」は、日常生活や社会生活を送る上で、手話を主なコミュニケーション手段として用いる聴覚に障がいのある方のことをいいます。

(2)の「市民等」は、松江市内に居住する方だけでなく、市外からの通勤や通学により市内で活動する方も含みます。

(3)の「事業者」は、松江市内で事業を営む法人や個人だけでなく、ボランティア活動やサークル活動を行う団体等も含みます。事業活動については、営利または非営利を問いません。

(基本理念)

第3条 障がいの有無にかかわらず、全ての市民等が等しく基本的人権を享有する個人として、互いに人格と個性を尊重して支え合い、心豊かに安心して暮らせる共生社会の実現を目指す。

2 手話は、ろう者が日常生活及び社会生活を営む上で重要な言語であり、ろう者の手話により意思疎通を円滑に図る権利は、尊重されなければならない。

【解説】

条例の目的を実現するための、基本的な理念や考え方（方向性や姿勢）を定めています。手話に関する施策の推進に当たっては、目指す方向性を明確にした上で、手話の意義を理解し、それを基本的な認識として取り組むことが重要であるため、本条のとおり規定します。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、手話に対する理解の促進、普及及び手話を使いやすい環境の整備を推進するため、必要となる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

【解説】

市が果たすべき責任と義務を定めています。市は、基本理念に基づいて、「手話に対する理解の促進」や「手話の普及」、また「手話を使いやすい環境づくり」を推進するために必要となる施策を、総合的かつ計画的に推進する責務を有することを明らかにしています。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念についての理解を深め、市の施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

市民等が担う役割を、努力義務として定めています。基本理念にのっとり、手話に関する正しい理解を深めるとともに、手話やろう者に関して市が取り組む施策に協力するよう努めることを規定しています。

(例) 手話に興味を持ち、手話について学ぶ(手話は、ろう者が日常生活及び社会生活を営む上で重要な言語であること等)

市が主催する手話講座(手話出前講座、初心者向け手話教室など)や、地域の手話サークルに参加する
聴覚に障がいのある方への配慮について学ぶ

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念についての理解を深め、市の施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備に努めるものとする。

【解説】

事業者が担う役割を、努力義務として定めています。市民等の役割に加えて、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備に努めることを規定しています。例えば、次のような対応や配慮が求められます。

- (例) ・社内研修等を通じて聴覚障がいへの理解を深めるとともに、手話や筆談等によるろう者とのコミュニケーション方法を学ぶ
- ・事業を行う際に、市等へ手話通訳者の派遣依頼を行うこと等により、ろう者とのコミュニケーション手段を確保する
- ・文字やイラストを使って、ろう者に分かりやすい情報提供を行う

(施策の実施)

第7条 市は、第4条の規定に基づき、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 手話を学ぶ機会の確保及び手話に触れる機会の拡大を図るための施策
- (2) 手話により情報を得る機会の拡大のための施策
- (3) 手話を使いやすい環境づくりに関する施策
- (4) 手話通訳者等の養成及び確保のための施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

【解説】

第4条で定める市の責務に従って、基本理念にのっとり市が取り組む手話に関する施策を定めています。(以下、取組の一例)

- (1) 「市民の誰もが参加できる」初心者向け手話講座の開催、市報に手話単語の紹介コーナーを掲載
- (2) 企業や学校等のイベント等における手話通訳者配置の勧奨、ホームページやSNS等を活用した手話に関する情報発信
- (3) 手話に関する啓発パンフレットの作成、市報や庁内モニター等での手話や障がい理解の情報発信、市民向けイベントの開催
- (4) 手話奉仕員養成講座や手話通訳者養成講習会(県と共同実施)の継続実施
- (5) 上記の施策以外にも、本条例の目的を達成するために必要であると認められる施策を実施

(意見の聴取)

第8条 市は、前条各号に掲げる施策に関して、ろう者その他の関係者の意見を聴くとともに、その意見を尊重するよう努めるものとする。

【解説】

手話に関する施策の推進に当たっては、ろう者が生活の中で実際に困っていることや求めていること等を把握した上で、実効性のある施策を展開することが重要であるため、市はろう者や障がい者団体などの関係機関から広く意見を聴取するための機会を設けるとともに、その意見を尊重するよう努めることを規定しています。